

令和6年度根羽村輝く農山村地域創造プロジェクト事業  
事業者募集要項

契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度根羽村輝く農山村地域創造プロジェクト事業

(2) 業務の目的

輝く農山村地域（地域の際立った特色のある資源を最大限に活用し、もって複合的に生み出される新しい価値の獲得を目指す地域）創造により未来につながる森林づくりの実証実験が行われるプラットフォームを形成し、将来の新たな雇用の創出を見据えて森のゾーニング（「生産林」、「環境林」、「里山林」等）を行うなど、これまでにない森林の付加価値を生み出す新たな森林経営により森の価値を高め、村民が森をもう一度「宝」とみなす状態をつくるためのコンセプトを策定するとともに、策定したコンセプトの見える化、浸透を図る。

(3) 業務内容

- ・村民の現状と未来に対するの共通認識をまとめ、コンセプトを策定するための調査、勉強会、対話、ワークショップ等の実施
- ・コンセプトの策定
- ・映像・WEB・紙媒体・ポスター等、効果的な手法によるコンセプトの見える化
- ・コンセプトに紐づいた実施事業の検討・提案
- ・プロジェクトの進行管理 等

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務の実施内容

- ・コンセプトの設計方法
- ・コンセプト、企画の発信方法
- ・実施事業の提案

イ 業務の実施方法

事業の運営体制、実施スケジュール等

(6) 履行期間又は履行期限 契約の日～令和7年3月24日

(7) 費用の上限額 9,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第104条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 根羽村暴力団排除条例（平成23年根羽村条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費

税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

- (4) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (5) 過去5年以内に長野県又は長野県内の地方自治体と、同種又は類似の業務の実績を3件以上有すること。
- (7) 長野県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適正を有していること。

### 3 事業スケジュール

期日	
令和6年4月26日（金）	募集開始
令和6年5月8日（水）	参加申込書提出期限
令和6年5月17日（金）	質問書受付期限
令和6年5月24日（金）	企画提案書提出締切
令和6年5月27日（月）	プレゼンテーション、選定委員会、受託者決定
令和6年5月28日（火）	契約
令和7年3月24日（月）	事業完了

### 4 参加申込書の作成・提出

応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第1号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第1号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
  - ① 同種又は類似の業務の実績
  - ② 当該業務の実施体制
  - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村2131-1 根羽村役場 総務課 電 話 0265-49-2111 F A X 0265-49-2277 メール <a href="mailto:soumu4102@nebamura.jp">soumu4102@nebamura.jp</a>
---

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年5月8日（土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 根羽村の休日を定める条例（平成元年根羽村条例第24号）第1条に規定する村の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 4(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

郵送の場合は提出期限までに 根羽村役場に到達したものに限ります。また、郵送の場合は、必ず、電話で上記4(4)に到達確認をしてください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（7(4)①）の3日前までに、書面により通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 4(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 4(4)に同じ。

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第4号）をFAX又はメール等により令和6年5月17日17時までに提出するものとします。なお、質問書等の受付は「2 応募資格要件」を満たす事業者からの質問に限ります。

(4) 回答方法 令和6年5月21日（火）までにFAX又はメール等により回答します。

なお、企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は提案者全員へ、企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対して回答します。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第5号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第5号の附表（例）による。

(3) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再

委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。  
ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年5月24日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 4(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに総務課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
事業の理解度	本業務の趣旨や内容の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。	10
事業の実施体制	類似業務の履行実績を十分に有し、円滑かつ効果的な業務の履行が期待できるか。	10
地域の理解度	住民や関係事業者との連携や対話の機会が充実しており、多くの関係者が事業を理解した上で参加することが期待できるか。	20
見える化	策定したコンセプトの見える化、浸透を効果的な手法により図ることが出来るか。	20
企画力	伴走支援の体制や内容が充実していて、未来につながる森づくりの実証実験が行われるプラットフォームの形成が期待できるか。	20
事業の継続性	継続的な運用が経済的にも体制的にも見込める提案内容となっているか。	15
業務に要する経費及びその内訳	積算の考え方は妥当であるか。	5
合計		100

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 審査委員会の委員が、評価基準の項目ごとにA～Eの5段階による評価を行い、評価点は、各項目の配点に計数（1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)）を乗じて合算したものとします。（1提案者当たり100点満点）その後、委員ごと評価点が高い提案者から順に、1位から3位までの順位付けを行い、各委員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各委員の順位点を総計して、最も得点の高い提案者を委託候補者として選定します。

ただし、全委員の評価点の平均が60点に満たない者は、順位点の如何に関わらず、委託候補者として選定しないものとします。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和6年5月27日 根羽村役場 第一・第二会議室（オンライン会議可。時間、オンラ

イン会議のURL及び留意事項等については、各参加者に個別に連絡します。）

④ 説明時間

提案内容の説明は1事業者につき20分以内とし、その後選定委員会からの質疑を行います。

⑤ 参加人数

1事業者3名までとします。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨を見積業者非選定通知書により通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、企画提案評価会議評価書（様式第6号）を総務課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

① (7) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 4(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添契約書（案）のとおり

9 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第10号）を提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降のプロポーザルへの参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
上記4（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と村との協議により最終的に決定します。